

球磨川下流域環境デザイン検討委員会規約

第1条（趣旨）

この規約は、「球磨川下流域環境デザイン検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この委員会は、球磨川下流域において実施される事業に対し、自然環境との共生のあり方について、意見を述べることを目的とする。

第3条（組織等）

委員会は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長が設置する。

2 委員会の委員は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長が委嘱する。

3 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。

第4条（委員長）

委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

第5条（委員会運営）

委員会は、委員長が召集し進行にあたる。

2 委員長は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聴くことができる。

第6条（公開）

委員会は原則公開とする。ただし特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるもの等の公開方法については、委員会で定める。

第7条（事務局）

委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 本規約は、平成 25 年 1 月 29 日から施行する。

附則（一部改正）

本規約は、平成 26 年 1 月 15 日から施行する。

附則（一部改正）

本規約は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。

附則（一部改正）

本規約は、平成 29 年 10 月 23 日から施行する。

附則（一部改正）

本規約は、令和元年 11 月 11 日から施行する。

球磨川下流域環境デザイン検討委員会

委 員 名 簿

おかむら さとし
岡村 郷司* 熊本県 県南広域本部 本部長

おにくら のりお
鬼倉 徳雄 九州大学大学院 農学研究院 教授

かみくぼ ゆうじ
上久保 祐志 熊本高等専門学校 企画運営部 教授

はまだ こうすけ
濱田 浩介* 八代市 総務企画部 部長

ほしの ゆうじ
星野 裕司 熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授

まつやま じょうぞう
松山 丈三 八代史談会 名誉会長

そう たくま
宗 琢万 国土交通省 八代河川国道事務所長

(敬称略・五十音順)

令和5年9月15日時点

*行政関係の委員2名については代理出席を認める